

指導要綱技術基準 <工事完了後の土地利用が林地の場合>

佐世保市土砂埋立て等に関する指導要綱第10条に基づく技術基準（工事完了後の土地利用が林地の場合）を下記のとおり定める。なお、本技術基準に示されていない事項については、必要に応じて長崎県の「林地開発許可申請の手引き」及び林野庁の「治山技術基準」を準用すること。

残土処分により、周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。

I 土工・法面工関係

1 土砂の移動量

残土処分は原則として現地形に沿って行うこと、及び残土処分による土砂の移動量が必要最小限度であること。

2 工法等

- (1) 切土・盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること、及び捨土が適切な箇所で行われること、並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときは、その法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれがないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置を適切に講ぜられることが明らかであること。
- (2) 切土は、原則として階段状に行う等、法面の安定を確保すること。
- (3) 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めを行うこと。

3 捨土

- (1) 捨土は、残土処分場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行うこと。この場合における残土処分場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上選定すること。
- (2) 法面の勾配の設定、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行い、土砂の流出のおそれがないこと。

4 盛土

- (1) 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものとする。盛土高がおおむね1.5メートルを超える場合には、表1のとおりとする。
- (2) 盛土高が5メートルを超える場合には、原則として5メートル毎に小段を設置するほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置を講ずること。
なお、小段の幅は、それぞれ1メートル以上であること。
- (3) 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入れ替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置を講ずること。

5 切土

法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものとする。切土高が1.2メートルを超える場合には、表2のとおりとする。

6 法面保護

- (1) 捨土及び盛土法面は、造成森林とすることを原則とし、表1のとおりとする。
- (2) 切土法面は、造成緑地とすることを原則とし、表2のとおりとするが、樹木の生育が可能と判断される時は事前に協議した場合に限り造成森林とすることができるものとする。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定し、適期に施行すること。
- (3) 表面水、湧水、溪流等により法面が浸食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設の設置等の措置を講ずること。

表1（盛土）

適用箇所	勾配	造成森林
周辺が樹林の山間地	1 : 1.7 より緩 (30度以下)	高木林型（森林型） 高木性樹木が主体の群落
市街地近郊、農牧草地周辺	1 : 1.7 ~ 1 : 1.4 (30~35度)	低木林型（灌木林型） 低木性樹木が主体の群落

注1) 1.5メートル以下の場合、概ね1割より緩い勾配とする。

注2) 造成森林については、地域の自然的条件に適し、次表を標準として均等に分布するよう植栽する。

区 分		植栽密度 (1,000 m ² 当り)
高木性樹木	H=1メートル	200本
	H=2メートル	150本
	H=3メートル	100本
低木性樹木	W=0.3メートル	12,000株
	W=0.4メートル	9,000株
	W=0.5メートル	7,000株

表2（切土）

土 質	勾配上限	造成緑地
軟岩（風化の著しいものを除く）	1 : 0.6 (60度以下)	植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とする。
風化の著しい岩	1 : 1.2 (40度以下)	
砂利、真砂土、硬質粘土、その他これに類するもの	1 : 1.4 (35度以下)	

II 土砂流出防止施設

- (1) 残土処分に伴い相当量の土砂が流出し、下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、残土処分に先行して十分な容量及び構造を有する土かん止堤等のえん堤を設置するなど、土砂流出の防止の措置を適切に講ずること。
- (2) えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接又は処分地最下流域の位置とすること。
- (3) えん堤等の構造は、「治山技術基準」（昭和46年3月27日付け林野治第648号林野庁長官通達）によること。